

西南学院大学大学院学則

1971（昭和46）年4月1日
制 定

第1章 総 則

（学則の目的）

第1条 この学則は、学校法人西南学院寄附行為第2条第1号及び西南学院大学学則第2条の2第2項により、西南学院大学大学院（以下「大学院」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（大学院の目的）

第2条 大学院は、本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者としての深い学識及び卓越した能力を培い、また高度の専門性が求められる職業を担うための高度の専門的知識・能力及び卓越した指導力を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院は、前項の目的を達成するため、創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人、地域等の基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人、などの人材を養成するものとする。

（1） 法学研究科

法学研究科博士課程（前期及び後期）は、法学、政治学の広範な領域に亘る通時的、共時的視野に立つ教育研究を通して、基礎法学、国内実定法学、国際関係法学及び政治学の各分野において、精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者を養成するとともに、今後の知識社会の基盤を担う人権感覚と批判精神に富んだ知的人材を養成する。

（2） 経営学研究科

経営学研究科博士課程（前期及び後期）は、グローバルな視野と高度な専門性に裏付けられた独創的な知見と倫理観を備えた研究者や高度専門職業人の育成を目的とする。そのために、経営学・経営情報学・商学・会計学の各学問領域において、経営学研究科の伝統と特色を生かしつつ、現代社会の要請に応えた専門知識を教授することを通して、時代を先導するリーダーとして大学・研究機関及び産業界の発展に寄与する人材を養成する。

（3） 文学研究科英文学専攻

文学研究科英文学専攻博士課程（前期及び後期）は、英語を中心とする言語、文化及び表象に関わる学術の理論及び応用の基礎的及び先駆的な教授・研究の推進を通して、高度の専門的知識・能力を身につけ国際社会に貢献できる優れた研究者及び専門的職業人、などの人材を養成する。

（4） 文学研究科フランス文学専攻

文学研究科フランス文学専攻博士課程（前期及び後期）は、フランス語の深い知識及びテキスト読解を基礎として、フランス語圏の社会・文化的諸事象に関する専門的知識を涵養し、深い人間性の理解及び国際的視野を備えた優れた教育・研究者及び高度専門職業人、などの人材を養成する。

（5） 経済学研究科

経済学研究科博士課程（前期及び後期）は、国際社会のグローバル化に伴い国内社会の将来像が急速に不確実化する中、様々な職業分野で経済に関する高度な専門的知識に基づく意思決定が求められる時代的要請に応えるため、経済理論、経済政策及び国際経済に関する幅広く深い学識の涵養を図り、研究職を含む高度専門職を担う優秀な人材を養成する。

（6） 神学研究科

神学研究科博士課程（前期及び後期）は、聖書及びキリスト教思想・哲学を中心とする文献の研究を通じて、広い教養、高い倫理性及び総合的な判断力を身につけ、現代における人間の心、宗教及び社会の諸問題に柔軟に対応する優れた研究者並びに社会において中核的な役割を担う人を養成する。

（7） 人間科学研究科人間科学専攻

人間科学研究科人間科学専攻博士課程（前期及び後期）は、現代社会の人間に関わる諸課題に取り組むことのできる高度な専門的知識及び研究能力を教授し、教育、社会福祉等の分野で、総合的判断力を要する高度専門職業人、先進的かつ総合的な課題に取り組む研究者、などの人材を養成する。

(8) 人間科学研究科臨床心理学専攻

人間科学研究科臨床心理学専攻修士課程は、複雑な現代社会において、臨床心理学の立場から、教育、福祉、医療などの分野において、幅広い人間理解ができる視野を有し、かつ人間関係調整力をもって柔軟に支援ができる優れた専門家を養成する。

(9) 国際文化研究科

国際文化研究科博士課程（前期及び後期）は、人類がこれまで創造してきた伝統的な文化を地域文化及び比較文化の視点からとらえ、地域及び文化に関する高度な専門的知識と国際的視野を有して、国際社会に貢献でき、基礎的、先駆的な学術研究を推進する優れた研究者及び高度専門職業人、などの人材を養成する。

(大学院の内容)

第3条 大学院に、博士課程及び修士課程をおく。

2 博士課程は、これを前期及び後期に区分し、前期は博士前期課程、後期は博士後期課程と称する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取扱う。

4 第2項の博士前期課程は、昼夜開講とする。

第4条 博士後期課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な、また高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第5条 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立った精深な学識を涵養し、研究能力またこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(大学院の組織)

第6条 大学院に、次の研究科をおく。

法学研究科

経営学研究科

文学研究科

経済学研究科

神学研究科

人間科学研究科

国際文化研究科

(専攻)

第7条 各研究科の博士課程及び修士課程には、それぞれ次の専攻をおく。

法学研究科	博士課程	法律学専攻
経営学研究科	博士課程	経営学専攻
文学研究科	博士課程	英文学専攻 フランス文学専攻
経済学研究科	博士課程	経済学専攻
神学研究科	博士課程	神学専攻
人間科学研究科	博士課程	人間科学専攻
	修士課程	臨床心理学専攻
国際文化研究科	博士課程	国際文化専攻

(法科大学院)

第7条の2 大学院に、第6条及び第7条の規定にかかわらず、法曹養成に特化した教育を行う法務研究科法曹養成専攻をおく。

2 前項の研究科専攻に専門職学位課程をおき、当該専門職学位課程を法科大学院と称する。

3 法務研究科法曹養成専攻の学則は別に定める。

(収容定員)

第8条 研究科の学生収容定員は、次のとおりとする。

科名	課程	博士前期課程		博士後期課程		合計
	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
法学研究科		10	20	3	9	29
経営学研究科		10	20	3	9	29
文学研究科 英文学専攻		10	20	3	9	29
文学研究科 フランス文学専攻		5	10	3	9	19
経済学研究科		7	14	3	9	23
神学研究科		7	14	2	6	20
人間科学研究科 人間科学専攻		10	20	3	9	29
国際文化研究科		10	20	3	9	29

科名	課程	修士課程	
	定員	入学定員	収容定員
人間科学研究科 臨床心理学専攻		8	16

(修業年限)

第9条 修士課程の修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 博士課程の前期は2年、後期は3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、大学院委員会は、博士前期課程学生が入学時に職業を有していること、介護、育児及び出産等の諸事情を有していること等により、前項の博士前期課程の修業年限を超えて教育課程を履修し修了する事を願い出たときは、3年の長期履修を認めることができる（以下本項によって長期履修を認められた学生を「長期履修学生」という。）。

(最長在学年限)

第10条 大学院における同一研究科の在学年限は、博士前期課程（長期履修学生を含む。）及び修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることはできない。ただし、休学の期間は在学期間に算入しない。

(学年、学期、休業日及び休暇)

第11条 大学院の学年、学期、休業日及び休暇については、西南学院大学学則第11条、第12条、第13条及び第14条を準用する。

第2章 授業科目、単位数及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第12条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第1の定めるところによる。

2 前項別表第1に掲げるもののほか、研究科委員会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

第13条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

(単位修得の認定)

第14条 単位修得の認定の方法は、研究科規則で定める。

(履修方法)

第15条 博士前期課程の学生は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。ただし、他研究科の授業科目から演習担当教員及び当該授業科目担当教員の許可を得て履修し、8単位以内に限り修了要件単位として30単位のうちに含めることができる。

2 他大学大学院との間で締結した学外単位互換制度により修得した単位については、前項に規定する8単位以内に含めることができる。

3 修士課程の学生は、その在学期間中に、臨床心理学専攻において定められた授業科目を36単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。

4 博士後期課程の学生は、その在学期間中に、それぞれの専攻又は専修部門において、必要な研究指導を受け、研究指導の単位12単位を修得しなければならない。ただし、学位論文を提出するためには、法学研究科及び人間科学研究科を除いて博士後期課程の講義科目の単位2単位以上を修得しなければならない。

5 授業科目の履修に関し、必要な事項は研究科規則及び履修指導要領で定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第16条 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、それぞれの学校の教諭の専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院の研究科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教員の免許状の種類	免許教科
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
文学研究科	英文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語
	フランス文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	フランス語
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
神学研究科	神学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	宗教
人間科学研究科	人間科学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	
		高等学校教諭専修免許状	福祉
国際文化研究科	国際文化専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
			公民

第3章 学位の授与

(学位)

第17条 大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

修士（法学）
修士（経営学）
修士（文学）
修士（経済学）
修士（神学）
修士（人間科学）
修士（臨床心理学）
修士（国際文化）
博士（法学）
博士（経営学）
博士（文学）
博士（経済学）
博士（神学）
博士（人間科学）
博士（国際文化）

(学位授与の基準)

第18条 大学院の課程により、修士又は博士の学位を与えられるものは、次のとおりとする。

(1) 修士の学位

博士前期課程又は修士課程に2年以上在学して第15条第1項又は同条第3項に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を在学期間中に提出して、その審査並びに最終試験に合格した者。ただし、博士前期課程の在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(2) 博士の学位

博士課程に5年(博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学して第15条第1項に定める単位を修得し、かつ、同条第4項に定める研究指導を受け、又は研究指導の単位を修得したうえ、博士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格した者。ただし、在学期間に関しては、とくに優れた研究業績をあげた者については、博士課程に3年(博士前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

第19条 学位及びその授与について、必要な事項は西南学院大学学位規則で定める。

第4章 入学、休学及び退学

(博士前期課程又は修士課程の入学資格)

第20条 博士前期課程又は修士課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第83条に定める大学の卒業生
- (2) 外国において学校教育16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと研究科委員会が認めた者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (7) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科委員会が認めた者

(博士後期課程の入学資格)

第21条 博士後期課程に入学する資格のある者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 修士の学位を有する者

他の大学院の修士の学位を有する者については、その大学院の博士前期課程又は修士課程で修得した授業科目及び単位を、研究科委員会が認定する。

(2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) その他研究科委員会において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学志願)

第23条 入学を志願する者は、次の所定の書類に入学検定料と写真を添えて、これを定められた期日までに提出しなければならない。

博士前期課程又は修士課程	博士後期課程
(1) 入学志願書	(1) 入学志願書
(2) 大学調査書	(2) 大学調査書
(3) 大学卒業証明書	(3) 大学院博士前期課程又は修士課程修了証明書
(4) 健康診断書	(4) 健康診断書

2 入学検定料は、博士前期課程、博士後期課程及び修士課程いずれの場合も 32,000 円とし、納付があった後は、いかなる理由があっても、これを返還しない。

(入学の許可)

第24条 入学志願者にたいしては、考査のうえ入学を許可する。考査の方法は研究科において定める。

(入学の手続)

第25条 入学を許可された者がとるべき手続については、西南学院大学学則第34条、第35条及び第36条を準用する。

(休学及び復学)

第26条 疾病その他やむを得ない理由のため、引き続いて2か月以上修学することができないときは、保証人連署の上、学長に願い出て、その許可を受けて、その学年又は学期中休学することができる。

2 疾病のため休学する場合には、医師の診断書を、前項の願書に添えなければならない。

3 休学中の学生が復学を願い出たときは、審議の上、これを許可することができる。疾病による休学の場合は、主治医及び学位の診断書を添付しなければならない。

4 休学期間は、博士前期課程及び修士課程においては2年、また博士後期課程においては3年を超えることはできない。なお、休学期間がこの期間を超える者は、除籍する。

(退学)

第27条 退学については、西南学院大学学則第38条を準用する。

(再入学)

第28条 前条によって退学を許可された者が再入学を願い出たときは、研究科委員会で審議のうえ、許可することがある。

(科目等履修生)

第29条 大学院は、研究科委員会の資格審査に合格した者に、科目等履修生として在籍し、授業科目を履修することを許可することがある。

第30条 科目等履修生になることができるのは、大学院の入学資格をもつ者とする。

2 出願者は、履修を希望する授業科目について、あらかじめその担当教員の承諾を得なければならない。

第31条 科目等履修生が、履修した授業科目の試験に合格すれば、成績証明書を発行することができる。

第5章 懲 戒

(懲戒)

第32条 大学院学生の懲戒については、西南学院大学学則第67条、第68条及び第69条を準用する。

第6章 入学金及び授業料

(入学金及び授業料)

第33条 入学を許可された者は、定められた期日までに入学金を納付しなければならない。

2 入学金(入学年度のみ)は、135,000円とする。ただし、博士前期課程又は修士課程に入学を許可された者のうち、本学出身者の入学金は、全額を免除し、博士後期課程に入学を許可された者のうち、本学大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者の入学金は、全額を免除する。

3 入学金の額は、毎年社会事情によって、増額又は減額することができる。

第34条 大学院の学生は、定められた期日までに別表第2に掲げる授業料及び施設費等を納付しなければならない。ただし、長期履修学生は、別表第2の2に掲げる授業料及び施設費を納付しなければならない。

2 授業料の額は、社会事情によって、学年の途中でも増額又は減額することができる。

第34条の2 休学を許可された者は、休学期間中の授業料及び施設費にかわる別表第3に掲げる在籍基本料を納付するものとする。ただし、新入生の前期分については、本項を適用しない。

2 第9条に定める修業年限を超えた者が休学した場合の取扱いについては、別に定める。

第34条の3 第9条に定める修業年限を超えた者(長期履修学生を含む。)は、修了に必要な単位数を基準とした不足単位数に応じて、別表第4に掲げる授業料及び別表第2に掲げる施設費を納付するものとする。

2 前項に定める授業料については、上限額を設ける。

第35条 入学金、授業料及び施設費は、いったん納付した後は、返還しない。ただし、指定する期日までに入学辞退を届け出た者に対しては、入学金を除く授業料及び施設費を返還する。

第36条 指定の期日までに授業料、施設費を納付しない者に対しては、登校を停止し、なお、これを納めない者は除籍する。

2 指定の期日は、次のとおりとする。

前期納入期限 4月30日(ただし、新入生については別に定める。)

後期納入期限 10月31日

第37条 科目等履修生の在籍料は、1学年40,000円(1学期20,000円)、履修料は1単位10,000円とする。

第7章 教員組織

(教員組織)

第38条 博士前期課程及び修士課程における講義及び演習は、大学院担当の教授又は准教授が行う。ただし、特別の事情があるときは、大学院担当の講師が講義を行うことができる。

2 博士後期課程における研究指導は、大学院担当の教授又は准教授が行う。

第8章 運営組織

(大学院委員会)

第39条 大学院に大学院委員会をおき、委員長は学務部長が、これを兼ねる。

2 大学院委員会は、研究科長及び各研究科において選出された2名の委員をもって組織する。

3 研究科において選出された委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第40条 大学院委員会は、次の事項を処理する。この場合において、第1号、第4号及び第5号の実施には、学長の承認を得ることとする。

- (1) 大学院学則及び規則の改廃に関する事項
- (2) 大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項
- (3) 学位授与の承認に関する事項
- (4) その他大学院に関する重要な事項

(5) その他教育研究に関する事項で、学長が必要と認めた事項
(研究科委員会)

第41条 研究科に研究科委員会をおき、その研究科に所属する専任の教授及び准教授をもって組織する。

- 2 研究科に研究科長をおき、研究科長は教授である構成員より当該研究科委員会において選出する。
- 3 研究科長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第42条 研究科委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 大学院担当教員の資格審査に関する事項
- (2) 学位審査に関する事項
- (3) 学科課程に関する事項
- (4) 学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項
(専攻委員会)

第43条 複数の専攻を有する研究科には各専攻にそれぞれ専攻委員会をおき、その専攻に所属する専任の教授及び准教授をもって組織する。

- 2 専攻には専攻主任をおき、専攻主任は教授である構成員より当該専攻委員会が推薦し、研究科委員会の承認を得るものとする。ただし、研究科長が所属する専攻においては、研究科長が専攻主任を兼ねる。
- 3 専攻主任の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第44条 専攻委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 大学院担当教員の審査に関する事項の立案
- (2) 学位審査に関する事項の立案
- (3) 学科課程に関する事項の立案
- (4) 学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項の立案
- (5) その他専攻に関する事項の立案

第9章 学則等の準用

(学則の準用)

第45条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、西南学院大学学則及びその他の西南学院諸規定を準用する。

第10章 点検評価

(点検評価)

第46条 大学院は、第2条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行う。

- 2 点検評価については、別に定める。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和52年10月26日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、1980年(昭和55年)4月1日から施行し、昭和55年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項については、昭和55年度入学志願者から適用する。

附 則

この改正学則は、1981年(昭和56年)4月1日から施行し、昭和56年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項については、昭和56年度入学志願者から適用する。

附 則

この改正学則は、1982年(昭和57年)4月1日から施行し、昭和57年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項については、昭和57年度入学志願者から適用する。

附 則

この改正学則は、1983年(昭和58年)4月1日から施行し、昭和58年度入学生から適用する。ただし、第15条第1項ただし書及び第12条別表の経済学研究科授業科目のうち経済政策特殊研究Ⅳについては、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1984(昭和59)年4月1日から施行し、1984(昭和59)年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項については、1984(昭和59)年度入学志願者から適用する。

附 則

この改正学則は、1985(昭和60)年4月1日から施行し、1985(昭和60)年度入学生から適用する。ただし、第12条別表の法学研究科授業科目のうち政治学特殊講義については、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1986(昭和61)年4月1日から施行し、1986(昭和61)年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項及び第12条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 第23条第2項については、1986(昭和61)年度入学志願者から適用する。
- (2) 第12条別表の経営学研究科授業科目のうち商業政策特殊講義については、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1987(昭和62)年4月1日から施行し、1987(昭和62)年度入学生から適用する。ただし、第12条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 経営学研究科授業科目のうち、経営社会学特殊講義、証券論特殊講義については、在学生全員に適用する。
- (2) 経済学研究科授業科目のうち、世界経済論特殊研究Ⅱ、国際金融論特殊研究については、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1988(昭和63)年4月1日から施行し、1988(昭和63)年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項及び第12条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 第23条第2項については、1988(昭和63)年度入学志願者から適用する。
- (2) 第12条別表の法学研究科授業科目のうち、政治・外交史特殊講義については、在学生全員に適用する。
- (3) 第12条別表の経済学研究科授業科目のうち、国際金融論特殊研究Ⅱについては、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1989(平成元)年4月1日から施行し、1989(平成元)年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項及び第12条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 第23条第2項については、1989(平成元)年度入学志願者から適用する。
- (2) 第12条別表の法学研究科授業科目のうち、商法第3特殊講義については、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1990(平成2)年4月1日から施行し、1990(平成2)年度入学生から適用する。ただし、第12条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 法学研究科授業科目のうち、国際政治学特殊講義については、在学生全員に適用する。
- (2) 経営学研究科授業科目のうち、銀行論特殊講義、分析会計論特殊講義については、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1991(平成3)年4月1日から施行し、1991(平成3)年度入学生から適用する。ただし、第12条別表の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、英語学特殊研究Ⅴについては、在学生全員に適用する。

附 則

1 この改正学則は、第17条を除き、1992(平成4)年4月1日から施行し、1992(平成4)年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項及び第12条別表の適用については次のとおりとする。

- (1) 第23条第2項については、1992(平成4)年度入学志願者から適用する。
- (2) 第12条別表の法学研究科授業科目のうち、行政法第2特殊講義、民法第4特殊講義、国際法第2特殊講義、国際法第3特殊講義、国際法第4特殊講義、国際政治学第2特殊講義、国際政治学第3特殊講義については、在学生全員に適用する。
- (3) 第12条別表の経済学研究科授業科目のうち、世界経済論特殊研究Ⅲ、世界経済論特殊研究Ⅳについては、在学生全員に適用する。

2 この改正学則のうち、第17条については、1991(平成3)年10月1日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、第46条を除き、1993(平成5)年4月1日から施行し、1993(平成5)年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項及び別表第1の適用については次のとおりとする。

- (1) 第23条第2項については、1993(平成5)年度入学志願者から適用する。
- (2) 別表第1の法学研究科授業科目のうち、国際取引法特殊講義については、在学生全員に適用する。
- (3) 別表第1の経済学研究科授業科目のうち、理論経済学特殊研究Ⅳ、世界経済論特殊研究Ⅴについては、在学生全員に適用する。

2 この改正学則のうち、第46条については、1993(平成5)年1月13日から施行する。

附 則

この改正学則は、1994(平成6)年4月1日から施行し、1994(平成6)年度入学生から適用する。ただし、第12条別表第1の適用については次のとおりとする。

- (1) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、国際経営統計分析特殊講義については、在学生全員に適用する。
- (2) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、統計学特殊研究Ⅱについては、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1995(平成7)年4月1日から施行し、1995(平成7)年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、1996(平成8)年4月1日から施行し、1996(平成8)年度入学生から適用する。ただし、第23条第2項及び第12条別表第1の適用については次のとおりとする。

- (1) 第23条第2項については、1996(平成8)年度入学志願者から適用する。
- (2) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、憲法第2特殊講義、国際法第5特殊講義については、在学生全員に適用する。
- (3) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、管理工学特殊講義、現代情報技術論特殊講義、経営史特殊講義(経営史Ⅰ特殊講義から科目名変更)及び日本経営史特殊講義(経営史Ⅱ特殊講義から科目名変更)については、在学生全員に適用する。
- (4) 第12条別表第1の文学研究科フランス文学専攻授業科目のうち、フランス文学特殊研究Ⅶ、フランス文学特殊研究Ⅷについては、在学生全員に適用する。

附 則

この改正学則は、1997(平成9)年4月1日から施行し、1997(平成9)年度入学生から適用する。ただし、第29条、第30条、第31条、第34条第1項、第37条及び第12条別表第1の適用については、次のとおりとする。

- (1) 第29条、第30条、第31条及び第37条については、1997(平成9)年度科目等履修生から適用する。
- (2) 第34条第1項については、在学生全員に適用する。
- (3) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、法制史演習、国際取引法研究指導については、在学生全員に適用する。
- (4) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、イギリス文学特殊研究Ⅶ、イギリス文学特殊研究Ⅷ、英語学演習Ⅴ、英語学演習Ⅵ、英語学演習Ⅶ及び英語学演習Ⅷについては、在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、1998(平成10)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1998(平成10)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、法哲学演習については、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、管理工学演習、経営社会学研究指導、国際経営統計分析研究指導及び銀行論研究指導については、在学生全員に適用する。
 - (3) 第34条別表第2は、1998(平成10)年度在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、1999(平成11)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、1999(平成11)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の文学研究科国際文化専攻授業科目のうち、東アジア思想文化論演習Ⅰ、東アジア思想文化論演習Ⅱ及び東南アジア社会文化論特殊講義については、在学生全員に適用する。
 - (2) 第34条別表第2は、1999(平成11)年度在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2000(平成12)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、2000(平成12)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、英語学特殊研究Ⅸ及び英語学特殊研究Ⅹについては、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の文学研究科国際文化専攻授業科目のうち、日本古代社会論特殊講義Ⅱ、日本民俗文化論特殊講義Ⅱ、東アジア思想文化論特殊講義Ⅱ、東南アジア社会文化論特殊講義Ⅱ、日本近世社会論特殊講義Ⅱ、日本近代政治社会論特殊講義Ⅰ、日本近代政治社会論特殊講義Ⅱ、日本近代文化論特殊講義Ⅰ、日本近代文化論特殊講義Ⅱ、中国民族文化論特殊講義Ⅱ、西洋思想史論特殊講義Ⅱ、西洋文化史論特殊講義Ⅱ、キリスト教文化論特殊講義Ⅱ、現代アメリカ論特殊講義Ⅱ及び文化人類学方法論特殊講義Ⅱについては、在学生全員に適用する。
 - (3) 第34条別表第2は、2000(平成12)年度在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2001(平成13)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次の各号に掲げる場合を除き、2001(平成13)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、税法特殊講義については、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、経営科学特殊講義(管理工学特殊講義から科目名変更)及びデータベース論特殊講義については、在学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の文学研究科授業科目のうち、英語学研究指導Ⅲ及びフランス文学特殊研究Ⅸ、Ⅹについては、在学生全員に適用する。
 - (4) 第34条別表第2は、2001(平成13)年度在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2002(平成14)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2002(平成14)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、刑事法第1特殊講義、刑事法第2特殊講義、民事訴訟法

第1特殊講義及び民事訴訟法第2特殊講義については、在学生全員に適用する。

- (2) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、英語学演習Ⅸ及び英語学演習Ⅹについては、在学生全員に適用する。
- (3) 第15条については、在学生全員に適用する。
- (4) 第34条別表第2は、2002（平成14）年度在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2003（平成15）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2003（平成15）年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目の専修部門別表示については、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、国際会計論特殊講義及び流通論特殊講義については、在学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目の英語学専修部門を英語学専修部門及びコミュニケーション学専修部門に分割し、並びに各専修部門共通を設けることについては、在学生全員に適用する。
 - (4) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、コミュニケーション学特殊研究Ⅰ、コミュニケーション学特殊研究Ⅱ、コミュニケーション学特殊研究Ⅲ、コミュニケーション学特殊研究Ⅳ、コミュニケーション学演習Ⅰ、コミュニケーション学演習Ⅱ、コミュニケーション学演習Ⅲ、コミュニケーション学演習Ⅳ、特殊講義Ⅰ、特殊講義Ⅱ及び特殊講義Ⅲについては、在学生全員に適用する。
 - (5) 第12条別表第1の文学研究科国際文化専攻授業科目のうち、東南アジア社会文化論演習Ⅰ、東南アジア社会文化論演習Ⅱ、日本近代政治社会論演習Ⅰ、日本近代政治社会論演習Ⅱ、日本近代文化論演習Ⅰ、日本近代文化論演習Ⅱ、西洋哲学思想論特殊講義Ⅰ、西洋哲学思想論特殊講義Ⅱ、西洋美術史論特殊講義Ⅰ、西洋美術史論特殊講義Ⅱ、西洋言語文化論特殊講義Ⅰ、西洋言語文化論特殊講義Ⅱ、西洋言語社会論特殊講義Ⅰ、西洋言語社会論特殊講義Ⅱ、キリスト教文化論演習Ⅰ、キリスト教文化論演習Ⅱ、近代キリスト教文化史論特殊講義Ⅰ及び近代キリスト教文化史論特殊講義Ⅱについては、在学生全員に適用する。
 - (6) 第34条別表第2は、2003（平成15）年度在学生全員に適用する。
 - (7) 第35条ただし書きは、2003（平成15）年度入学手続完了者から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2004（平成16）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2004（平成16）年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の文学研究科国際文化専攻授業科目のうち、近代キリスト教文化史論演習Ⅰ及び近代キリスト教文化史論演習Ⅱについては、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、税法特殊研究については、在学生全員に適用する。
 - (3) 第34条別表第2は、2004（平成16）年度在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2005（平成17）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2005（平成17）年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、多国籍企業論特殊講義については、在学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の文学研究科国際文化専攻授業科目のうち、中国近現代文化論特殊講義Ⅰ、中国近現代文化論特殊講義Ⅱ、キリスト教思想論特殊講義Ⅰ、キリスト教思想論特殊講義Ⅱ、西洋哲学思想論演習Ⅰ、西洋哲学思想論演習Ⅱ、西洋美術史論演習Ⅰ及び西洋美術史論演習Ⅱについては在学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、社会保障論特殊研究については、在学生全員に適用する。
 - (4) 第34条別表第2は、2005（平成17）年度在学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2006（平成18）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2006（平成18）年度入学生から適用する。

- (1) 第6条、第7条、第8条、第16条及び第17条の規定は、在学学生全員に適用する。
- (2) 第20条の規定は、2007(平成19)年度入学志願者から適用する。
- (3) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、保険論特殊講義については、在学学生全員に適用する。
- (4) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、東アジア民族社会論特殊講義Ⅰ及び東アジア民族社会論特殊講義Ⅱについては、在学学生全員に適用する。
- (5) 第34条別表第2は、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、2007(平成19)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2007(平成19)年度入学生から適用する。
 - (1) 第2条、第4条、第5条、第7条、第8条、第17条、第38条、第41条及び第43条の規定は、在学学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、国際経営論特殊講義、会社税法論特殊講義、経営学特殊講義、商学特殊講義及び会計学特殊講義については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の文学研究科フランス文学専攻授業科目のうち、フランス文学演習Ⅴ、フランス文学演習Ⅵ、フランス語学特殊研究Ⅴ及びフランス語学特殊研究Ⅵについては、在学学生全員に適用する。
 - (4) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、世界経済論特殊研究Ⅵ及び世界経済論特殊研究Ⅶについては、在学学生全員に適用する。
 - (5) 第12条別表第1の神学研究科授業科目のうち、教会形成特論及び説教学特論については、在学学生全員に適用する。
 - (6) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、中国近現代文化論演習Ⅰ、中国近現代文化論演習Ⅱ、キリスト教思想論演習Ⅰ及びキリスト教思想論演習Ⅱについては、在学学生全員に適用する。
 - (7) 第34条別表第2は、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2008(平成20)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2008(平成20)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、金融論特殊研究については、在学学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の人間科学研究科授業科目のうち、教育哲学特論については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、近現代思想論特殊講義Ⅰ、近現代思想論特殊講義Ⅱ、近代アメリカ論特殊講義Ⅰ、近代アメリカ論特殊講義Ⅱ、東アジア民族社会論演習Ⅰ、東アジア民族社会論演習Ⅱ、近現代思想論演習Ⅰ、近現代思想論演習Ⅱ、西洋言語社会論演習Ⅰ及び西洋言語社会論演習Ⅱについては、在学学生全員に適用する。
 - (4) 第34条別表第2は、在学学生全員に適用する。

附 則

この学則は、2009(平成21)年4月1日から施行する。ただし、第20条、第26条、第33条、第34条、第34条の2及び第34条の3は、2009(平成21)年度入学生及び在学学生全員に適用し、別表第2、別表第3及び別表第4は、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2010(平成22)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2010(平成22)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、特殊講義Ⅰ、特殊講義Ⅱ、特殊講義Ⅲ、特殊講義Ⅳについては、2009(平成21)年4月1日から在学学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、日本近世近代社会論特殊講義Ⅰ、日本近世近代社会論特殊講義Ⅱ、日本近世近代社会論演習Ⅰ及び日本近世近代社会論演習Ⅱについては、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2011(平成23)年4月1日から施行する。

2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2011(平成23)年度入学生から適用する。

- (1) 第3条第2項については、在學生全員に適用する。
- (2) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、行政法第3特殊講義、国際民事法特殊講義、社会法特殊講義については、在學生全員に適用する。
- (3) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、特殊講義Vについては、2010(平成22)年4月1日から在學生全員に適用する。
- (4) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、英語学特殊研究Ⅶ、英語学特殊研究Ⅷ、コミュニケーション学特殊研究Ⅴ、コミュニケーション学特殊研究Ⅵについては、在學生全員に適用する。
- (5) 第12条別表第1の文学研究科フランス文学専攻授業科目のうち、フランス思想特殊研究Ⅰ、フランス思想特殊研究Ⅱ、フランス語学特殊研究Ⅶ、フランス語学特殊研究Ⅷ、特殊講義Ⅰ、特殊講義Ⅱ、特殊講義Ⅲについては、在學生全員に適用する。
- (6) 第12条別表第1の人間科学研究科授業科目のうち、学校心理学特論については、在學生全員に適用する。
- (7) 第15条については、在學生全員に適用する。
- (8) 第18条第2号の博士前期課程については、在學生全員に適用する。
- (9) 第34条の3第1項については、在學生全員に適用する。

附 則

1 この学則は、2012(平成24)年4月1日から施行する。

2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2012(平成24)年度入学生から適用する。

- (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、憲法講義3A、憲法講義3B、論文作成法A、論文作成法B、専門外国語A、専門外国語B、専門外国語C、特別講義A、特別講義B、特別講義C、特別講義D及び特別講義Eについては、在學生全員に適用する。
- (2) 第12条別表第1の人間科学研究科授業科目のうち、児童福祉学特論については、在學生全員に適用する。

附 則

1 この学則は、2013(平成25)年4月1日から施行する。

2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2013(平成25)年度入学生から適用する。

- (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、民法講義4A、民法講義4B、国際法講義3A、国際法講義3B、国際協力論講義A及び国際協力論講義Bについては、在學生全員に適用する。
- (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、金融システム論特殊講義、原価会計論特殊講義及び財務諸表論特殊講義については、在學生全員に適用する。
- (3) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、アメリカ文学特殊研究Ⅶ、アメリカ文学特殊研究Ⅷ、コミュニケーション学特殊研究Ⅶ、コミュニケーション学特殊研究Ⅷ、英語学演習Ⅶ及び英語学演習Ⅷについては、在學生全員に適用する。
- (4) 第12条別表第1の文学研究科フランス文学専攻授業科目のうち、フランス語学特殊研究Ⅸ、フランス語学特殊研究Ⅹ、フランス思想演習Ⅰ及びフランス思想演習Ⅱについては、在學生全員に適用する。
- (5) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、ヨーロッパ経済論特殊研究については、在學生全員に適用する。
- (6) 第12条別表第1の人間科学研究科授業科目のうち、教科教育学特論Ⅰ、教科教育学特論Ⅱ、教科教育学特論Ⅲ、教科教育学特論Ⅳ、教科内容学特論Ⅳ、教科内容学特論Ⅴ、教科内容学特論Ⅵ、教科内容学特論Ⅶ、教科内容学特論Ⅷ及び人間科学研究法特論については、在學生全員に適用する。
- (7) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、日本文化論特殊講義Ⅰ、日本文化論特殊講義Ⅱ、日本文化史論特殊講義Ⅰ、日本文化史論特殊講義Ⅱ、西洋文学特殊講義Ⅰ、西洋文学特殊講義Ⅱ、イタリア・地中海文化論特殊講義Ⅰ、イタリア・地中海文化論特殊講義Ⅱ、美学・芸術学特殊講義Ⅰ、美学・芸術学特殊講義Ⅱ、表象文化論特殊講義Ⅰ、表象文化論特殊講義Ⅱ、表象メディア論特殊講義Ⅰ、表象メディア論特殊講義Ⅱ、美学・芸術学演習Ⅰ、美学・芸術学演習Ⅱ、表象文化論演習Ⅰ及び表象文化論演習Ⅱについては、在學生

全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2014(平成26)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2014(平成26)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、国際法講義4A及び国際法講義4Bについては、在学学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、計量経済学A、計量経済学B及び外国語資料分析については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の神学研究科授業科目のうち、臨床牧会実習については、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2015(平成27)年度入学生から適用する。
 - (1) 第2条第2項(2)の目的は、在学学生全員に適用する。
 - (2) 第15条第3項ただし書きのうち、経営学研究科博士後期課程の講義科目の単位については、2014(平成26)年度入学生から適用する。
 - (3) 第12条別表第1の法学研究科授業科目のうち、学位論文研究指導Ⅰ、学位論文研究指導Ⅱ、学位論文研究指導Ⅲ、学位論文研究指導Ⅳ及び学位論文研究指導Ⅴについては、在学学生全員に適用する。
 - (4) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、マーケティング論特殊講義、交通論特殊講義及び会計学原理特殊講義については、在学学生全員に適用する。
 - (5) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、アメリカ文学特殊研究Ⅸ、アメリカ文学特殊研究Ⅹ、アメリカ文学演習Ⅴ、アメリカ文学演習Ⅵ、アメリカ文学演習Ⅶ及びアメリカ文学演習Ⅷについては、在学学生全員に適用する。
 - (6) 第12条別表第1の文学研究科フランス文学専攻授業科目のうち、フランス文学演習Ⅴ、フランス文学演習Ⅵ、フランス文学演習Ⅶ及びフランス文学演習Ⅷについては、在学学生全員に適用する。
 - (7) 第12条別表第1の国際文化研究科授業科目のうち、東アジア文化交流論特殊講義Ⅰ、東アジア文化交流論特殊講義Ⅱ、日本文化論演習Ⅰ、日本文化論演習Ⅱ、東アジア文化交流論演習Ⅰ及び東アジア文化交流論演習Ⅱについては、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2016(平成28)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2016(平成28)年度入学生から適用する。
 - (1) 第18条第1項第2号は、2011(平成23)年度入学生から適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、経営組織論特殊講義及び国際ビジネス論特殊講義については、在学学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の文学研究科英文学専攻授業科目のうち、イギリス文学特殊研究Ⅸ、イギリス文学特殊研究Ⅹ、イギリス文学演習Ⅴ及びイギリス文学演習Ⅵについては、在学学生全員に適用する。
 - (4) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、労働経済学A、労働経済学B、財政学A及び財政学Bについては、在学学生全員に適用する。

附 則

- 1 この学則は、2017(平成29)年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則の規定は、次に掲げる場合を除き、2017(平成29)年度入学生から適用する。
 - (1) 第12条別表第1の経営学研究科授業科目のうち、サプライチェーン・マネジメント特殊講義及びeビジネス論特殊講義については、在学学生全員に適用する。
 - (2) 第12条別表第1の経済学研究科授業科目のうち、国際経済政策A及び国際経済政策Bについては、在学学生全員に適用する。
 - (3) 第12条別表第1の人間科学研究科人間科学専攻授業科目のうち、認知心理学特論については、在学学生

員に適用する。

別表第1 (大学院学則第12条)

授業科目及び単位数

法学研究科法律学専攻		国際民事法講義 B	2
博士前期課程		国際私法講義 A	2
(基礎科目)		国際私法講義 B	2
論文作成法 A	2	政治学講義 A	2
論文作成法 B	2	政治学講義 B	2
専門外国語 A	2	政治・外交史講義 A	2
専門外国語 B	2	政治・外交史講義 B	2
専門外国語 C	2	国際政治学講義 A	2
		国際政治学講義 B	2
		国際協力論講義 A	2
		国際協力論講義 B	2
		(単位互換科目)	
		特別講義 A	2
		特別講義 B	2
		特別講義 C	2
		特別講義 D	2
		特別講義 E	1
		(演習)	
		憲法演習	8
		行政法演習	8
		税法演習	8
		民法演習	8
		商法演習	8
		民事訴訟法演習	8
		刑事法演習	8
		社会法演習	8
		法哲学演習	8
		法制史演習	8
		国際法演習	8
		国際民事法演習	8
		政治学演習	8
		政治・外交史演習	8
		国際政治学演習	8
		国際協力論演習	8
		法学研究科法律学専攻	
		博士後期課程	
		(研究指導)	
		憲法研究指導	12
		行政法研究指導	12
		民法研究指導	12
		商法研究指導	12
		民事訴訟法研究指導	12
		刑事法研究指導	12
		社会法研究指導	12
		法哲学研究指導	12
		法制史研究指導	12
		国際法研究指導	12
		国際民事法研究指導	12
		政治学研究指導	12
		政治・外交史研究指導	12
		国際政治学研究指導	12
		国際協力論研究指導	12
		(共通部門)	
		学位論文研究指導Ⅰ	2
		学位論文研究指導Ⅱ	2
		学位論文研究指導Ⅲ	2
		学位論文研究指導Ⅳ	2
		学位論文研究指導Ⅴ	2
憲法講義 1A	2		
憲法講義 1B	2		
憲法講義 2A	2		
憲法講義 2B	2		
憲法講義 3A	2		
憲法講義 3B	2		
行政法講義 1A	2		
行政法講義 1B	2		
行政法講義 2A	2		
行政法講義 2B	2		
行政法講義 3A	2		
行政法講義 3B	2		
税法講義 A	2		
税法講義 B	2		
民法講義 1A	2		
民法講義 1B	2		
民法講義 2A	2		
民法講義 2B	2		
民法講義 3A	2		
民法講義 3B	2		
民法講義 4A	2		
民法講義 4B	2		
商法講義 A	2		
商法講義 B	2		
民事訴訟法講義 A	2		
民事訴訟法講義 B	2		
刑事法講義 1A	2		
刑事法講義 1B	2		
刑事法講義 2A	2		
刑事法講義 2B	2		
社会法講義 A	2		
社会法講義 B	2		
経済法講義 A	2		
経済法講義 B	2		
法哲学講義 A	2		
法哲学講義 B	2		
法制史講義 A	2		
法制史講義 B	2		
法社会学講義 A	2		
法社会学講義 B	2		
国際法講義 1A	2		
国際法講義 1B	2		
国際法講義 2A	2		
国際法講義 2B	2		
国際法講義 3A	2		
国際法講義 3B	2		
国際法講義 4A	2		
国際法講義 4B	2		
国際民事法講義 A	2		

経営学研究科経営学専攻		経営社会学研究指導VI	2
博士前期課程		経営社会学研究指導VII	2
(経営学部門)		経営社会学研究指導VIII	2
経営社会学特殊講義	2	経営社会学研究指導IX	2
経営社会学演習	8	(経営情報学部門)	
マーケティング論特殊講義	2	経営統計学研究指導 I	4
国際経営論特殊講義	2	経営統計学研究指導 II	4
国際経営論演習	8	経営統計学研究指導 III	4
経営組織論特殊講義	2	経営統計学研究指導 IV	2
経営学特殊講義	2	経営統計学研究指導 V	2
(経営情報学部門)		経営統計学研究指導 VI	2
経営統計学特殊講義	2	経営統計学研究指導 VII	2
経営統計学演習	8	経営統計学研究指導 VIII	2
意思決定論特殊講義	2	経営統計学研究指導 IX	2
意思決定論演習	8	意思決定論研究指導 I	4
知識情報処理論特殊講義	2	意思決定論研究指導 II	4
知識情報処理論演習	8	意思決定論研究指導 III	4
データベース論特殊講義	2	意思決定論研究指導 IV	2
データベース論演習	8	意思決定論研究指導 V	2
サプライチェーン・マネジメント特殊講義	2	意思決定論研究指導 VI	2
e ビジネス論特殊講義	2	意思決定論研究指導 VII	2
e ビジネス論演習	8	意思決定論研究指導 VIII	2
経営情報学特殊講義	2	意思決定論研究指導 IX	2
(商学部門)		知識情報処理論研究指導 I	4
流通論特殊講義	2	知識情報処理論研究指導 II	4
流通論演習	8	知識情報処理論研究指導 III	4
国際ビジネス論特殊講義	2	知識情報処理論研究指導 IV	2
多国籍企業論特殊講義	2	知識情報処理論研究指導 V	2
多国籍企業論演習	8	知識情報処理論研究指導 VI	2
銀行論特殊講義	2	知識情報処理論研究指導 VII	2
銀行論演習	8	知識情報処理論研究指導 VIII	2
金融システム論特殊講義	2	知識情報処理論研究指導 IX	2
金融システム論演習	8	データベース論研究指導 I	4
保険論特殊講義	2	データベース論研究指導 II	4
保険論演習	8	データベース論研究指導 III	4
交通論特殊講義	2	データベース論研究指導 IV	2
商学特殊講義	2	データベース論研究指導 V	2
(会計学部門)		データベース論研究指導 VI	2
会計学原理特殊講義	2	データベース論研究指導 VII	2
会計学原理演習	8	データベース論研究指導 VIII	2
会計監査論特殊講義	2	データベース論研究指導 IX	2
会計監査論演習	8	e ビジネス論研究指導 I	4
原価会計論特殊講義	2	e ビジネス論研究指導 II	4
租税法論特殊講義 A	2	e ビジネス論研究指導 III	4
租税法論特殊講義 B	2	e ビジネス論研究指導 IV	2
租税法論演習	8	e ビジネス論研究指導 V	2
財務諸表論特殊講義	2	e ビジネス論研究指導 VI	2
管理会計論特殊講義	2	e ビジネス論研究指導 VII	2
会計学特殊講義	2	e ビジネス論研究指導 VIII	2
(各部門共通)		e ビジネス論研究指導 IX	2
特殊講義 I	2	(商学部門)	
特殊講義 II	2	流通論研究指導 I	4
特殊講義 III	2	流通論研究指導 II	4
特殊講義 IV	2	流通論研究指導 III	4
特殊講義 V	1	流通論研究指導 IV	2
経営学研究科経営学専攻		流通論研究指導 V	2
博士後期課程		流通論研究指導 VI	2
(経営学部門)		流通論研究指導 VII	2
経営社会学研究指導 I	4	流通論研究指導 VIII	2
経営社会学研究指導 II	4	流通論研究指導 IX	2
経営社会学研究指導 III	4	多国籍企業論研究指導 I	4
経営社会学研究指導 IV	2	多国籍企業論研究指導 II	4
経営社会学研究指導 V	2	多国籍企業論研究指導 III	4

多国籍企業論研究指導IV	2	(イギリス文学専修部門)	
多国籍企業論研究指導V	2	イギリス文学特殊研究 I	2
多国籍企業論研究指導VI	2	イギリス文学特殊研究 II	2
多国籍企業論研究指導VII	2	イギリス文学特殊研究 III	2
多国籍企業論研究指導VIII	2	イギリス文学特殊研究 IV	2
多国籍企業論研究指導IX	2	イギリス文学特殊研究 V	2
銀行論研究指導 I	4	イギリス文学特殊研究 VI	2
銀行論研究指導 II	4	イギリス文学特殊研究 VII	2
銀行論研究指導 III	4	イギリス文学特殊研究 VIII	2
銀行論研究指導 IV	2	イギリス文学特殊研究 IX	2
銀行論研究指導 V	2	イギリス文学特殊研究 X	2
銀行論研究指導 VI	2	イギリス文学演習 I	4
銀行論研究指導 VII	2	イギリス文学演習 II	4
銀行論研究指導 VIII	2	イギリス文学演習 III	4
銀行論研究指導 IX	2	イギリス文学演習 IV	4
保険論研究指導 I	4	イギリス文学演習 V	4
保険論研究指導 II	4	イギリス文学演習 VI	4
保険論研究指導 III	4	イギリス文学学位論文指導 A	2
保険論研究指導 IV	2	イギリス文学学位論文指導 B	2
保険論研究指導 V	2	(アメリカ文学専修部門)	
保険論研究指導 VI	2	アメリカ文学特殊研究 I	2
保険論研究指導 VII	2	アメリカ文学特殊研究 II	2
保険論研究指導 VIII	2	アメリカ文学特殊研究 III	2
保険論研究指導 IX	2	アメリカ文学特殊研究 IV	2
(会計学部門)		アメリカ文学特殊研究 V	2
会計学原理研究指導 I	4	アメリカ文学特殊研究 VI	2
会計学原理研究指導 II	4	アメリカ文学特殊研究 VII	2
会計学原理研究指導 III	4	アメリカ文学特殊研究 VIII	2
会計学原理研究指導 IV	2	アメリカ文学特殊研究 IX	2
会計学原理研究指導 V	2	アメリカ文学特殊研究 X	2
会計学原理研究指導 VI	2	アメリカ文学演習 I	4
会計学原理研究指導 VII	2	アメリカ文学演習 II	4
会計学原理研究指導 VIII	2	アメリカ文学演習 III	4
会計学原理研究指導 IX	2	アメリカ文学演習 IV	4
会計監査論研究指導 I	4	アメリカ文学学位論文指導 A	2
会計監査論研究指導 II	4	アメリカ文学学位論文指導 B	2
会計監査論研究指導 III	4	(英語学専修部門)	
会計監査論研究指導 IV	2	英語学特殊研究 I	2
会計監査論研究指導 V	2	英語学特殊研究 II	2
会計監査論研究指導 VI	2	英語学特殊研究 III	2
会計監査論研究指導 VII	2	英語学特殊研究 IV	2
会計監査論研究指導 VIII	2	英語学特殊研究 V	2
会計監査論研究指導 IX	2	英語学特殊研究 VI	2
租税法論研究指導 I	4	英語学特殊研究 VII	2
租税法論研究指導 II	4	英語学特殊研究 VIII	2
租税法論研究指導 III	4	英語学演習 I	4
租税法論研究指導 IV	2	英語学演習 II	4
租税法論研究指導 V	2	英語学演習 III	4
租税法論研究指導 VI	2	英語学演習 IV	4
租税法論研究指導 VII	2	英語学演習 V	4
租税法論研究指導 VIII	2	英語学演習 VI	4
租税法論研究指導 IX	2	英語学演習 VII	4
(共通部門)		英語学演習 VIII	4
学位論文指導 I	2	英語学学位論文指導 A	2
学位論文指導 II	2	英語学学位論文指導 B	2
学位論文指導 III	2	(コミュニケーション学専修部門)	
学位論文指導 IV	2	コミュニケーション学特殊研究 I	2
学位論文指導 V	2	コミュニケーション学特殊研究 II	2
学位論文指導 VI	2	コミュニケーション学特殊研究 III	2
学位論文指導 VII	2	コミュニケーション学特殊研究 IV	2
学位論文指導 VIII	2	コミュニケーション学特殊研究 V	2
文学研究科英文学専攻		コミュニケーション学特殊研究 VI	2
博士前期課程		コミュニケーション学特殊研究 VII	2

コミュニケーション学特殊研究Ⅶ	2	フランス語学演習Ⅰ	4
コミュニケーション学演習Ⅰ	4	フランス語学演習Ⅱ	4
コミュニケーション学演習Ⅱ	4	フランス語学演習Ⅲ	4
コミュニケーション学演習Ⅲ	4	フランス語学演習Ⅳ	4
コミュニケーション学演習Ⅳ	4	フランス語学演習Ⅴ	4
コミュニケーション学学位論文指導A	2	フランス語学演習Ⅵ	4
コミュニケーション学学位論文指導B	2	フランス語学演習Ⅶ	4
(各専修部門共通)		フランス語学演習Ⅷ	4
特殊講義Ⅰ	2	フランス語学学位論文指導A	2
特殊講義Ⅱ	2	フランス語学学位論文指導B	2
特殊講義Ⅲ	4	(各専修部門共通)	
文学研究科英文学専攻		特殊講義Ⅰ	2
博士後期課程		特殊講義Ⅱ	2
(アメリカ文学専修部門)		特殊講義Ⅲ	4
アメリカ文学研究指導Ⅰ	12	文学研究科フランス文学専攻	
アメリカ文学学位論文指導A	2	博士後期課程	
アメリカ文学学位論文指導B	2	(フランス文学専修部門)	
(英語学専修部門)		フランス文学研究指導Ⅰ	12
英語学研究指導Ⅰ	12	フランス文学研究指導Ⅱ	12
英語学研究指導Ⅱ	12	フランス文学研究指導Ⅲ	12
英語学研究指導Ⅲ	12	フランス文学学位論文指導A	2
英語学学位論文指導A	2	フランス文学学位論文指導B	2
英語学学位論文指導B	2	フランス思想研究指導	12
(コミュニケーション学専修部門)		フランス思想学位論文指導A	2
コミュニケーション学研究指導Ⅰ	12	フランス思想学位論文指導B	2
コミュニケーション学学位論文指導A	2	(フランス語学専修部門)	
コミュニケーション学学位論文指導B	2	フランス語学研究指導Ⅰ	12
文学研究科フランス文学専攻		フランス語学研究指導Ⅱ	12
博士前期課程		フランス語学学位論文指導A	2
(フランス文学専修部門)		フランス語学学位論文指導B	2
フランス文学特殊研究Ⅰ	2	経済学研究科経済学専攻	
フランス文学特殊研究Ⅱ	2	博士前期課程	
フランス文学特殊研究Ⅲ	2	ミクロ経済学A	2
フランス文学特殊研究Ⅳ	2	ミクロ経済学B	2
フランス文学特殊研究Ⅴ	2	マクロ経済学A	2
フランス文学特殊研究Ⅵ	2	マクロ経済学B	2
フランス文学特殊研究Ⅶ	2	計量経済学A	2
フランス文学特殊研究Ⅷ	2	計量経済学B	2
フランス文学特殊研究Ⅸ	2	経済思想史A	2
フランス文学特殊研究Ⅹ	2	経済思想史B	2
フランス思想特殊研究Ⅰ	2	西洋経済史A	2
フランス思想特殊研究Ⅱ	2	西洋経済史B	2
フランス文学演習Ⅰ	4	労働経済学A	2
フランス文学演習Ⅱ	4	労働経済学B	2
フランス文学演習Ⅲ	4	環境経済学A	2
フランス文学演習Ⅳ	4	環境経済学B	2
フランス文学演習Ⅴ	4	経済地理学A	2
フランス文学演習Ⅵ	4	経済地理学B	2
フランス思想演習Ⅰ	4	世界経済論A	2
フランス思想演習Ⅱ	4	世界経済論B	2
フランス文学学位論文指導A	2	比較経済体制論A	2
フランス文学学位論文指導B	2	比較経済体制論B	2
(フランス語学専修部門)		国際経済政策A	2
フランス語学特殊研究Ⅰ	2	国際経済政策B	2
フランス語学特殊研究Ⅱ	2	中国経済論A	2
フランス語学特殊研究Ⅲ	2	中国経済論B	2
フランス語学特殊研究Ⅳ	2	アメリカ経済論A	2
フランス語学特殊研究Ⅴ	2	アメリカ経済論B	2
フランス語学特殊研究Ⅵ	2	東南アジア経済論A	2
フランス語学特殊研究Ⅶ	2	東南アジア経済論B	2
フランス語学特殊研究Ⅷ	2	資源経済論A	2
フランス語学特殊研究Ⅸ	2	資源経済論B	2
フランス語学特殊研究Ⅹ	2	国際金融論A	2

国際金融論 B	2	教義学特論 II	2
統計学 A	2	実践神学特論 I	2
統計学 B	2	実践神学特論 II	2
社会保障論 A	2	教会形成特論 I	2
社会保障論 B	2	教会形成特論 II	2
財政学 A	2	説教学特論	2
財政学 B	2	キリスト教教育学特論 I	2
金融論 A	2	キリスト教教育学特論 II	2
金融論 B	2	牧会心理学特論 I	2
外国語資料分析	2	牧会心理学特論 II	2
理論経済学演習	8	キリスト教音楽特論 I	2
西洋経済史演習	8	キリスト教音楽特論 II	2
経済政策演習	8	キリスト教的共生特論 I	2
労働経済学演習	8	キリスト教的共生特論 II	2
世界経済論演習	8	実習科目	
国際経済政策演習	8	キリスト教神学実習	2
国際金融論演習	8	臨床牧会実習	2
統計学演習	8	特殊研究	
社会保障論演習	8	神学演習	8
財政学演習	8	神学研究科神学専攻	
金融論演習	8	博士後期課程	
博士前期課程・博士後期課程共通		聖書学研究指導	12
学位論文指導 I	2	歴史神学研究指導	12
学位論文指導 II	2	組織神学研究指導	12
学位論文指導 III	2	教義学研究指導	12
学位論文指導 IV	2	実践神学研究指導	12
学位論文指導 V	2	神学学位論文指導 I	2
学位論文指導 VI	2	神学学位論文指導 II	2
学位論文指導 VII	2	人間科学研究科人間科学専攻	
学位論文指導 VIII	2	博士前期課程	
経済学研究科経済学専攻		基礎科目	
博士後期課程		人間科学特論 I	2
経済学研究指導	12	人間科学特論 II	2
博士前期課程・博士後期課程共通		展開科目	
学位論文指導 I	2	教育哲学特論	2
学位論文指導 II	2	教育方法学特論	2
学位論文指導 III	2	比較教育学特論	2
学位論文指導 IV	2	教育行政学特論	2
学位論文指導 V	2	幼児教育学特論	2
学位論文指導 VI	2	障害児教育学特論	2
学位論文指導 VII	2	生涯学習特論	2
学位論文指導 VIII	2	教科教育学特論 I	2
神学研究科神学専攻		教科教育学特論 II	2
博士前期課程		教科教育学特論 III	2
基礎科目		教科教育学特論 IV	2
キリスト教神学特論	2	教科内容学特論 I	2
神学研究方法論	2	教科内容学特論 II	2
展開科目		教科内容学特論 III	2
聖書学特論 I	2	教科内容学特論 IV	2
聖書学特論 II	2	教科内容学特論 V	2
旧約学特論 I	2	教科内容学特論 VI	2
旧約学特論 II	2	教科内容学特論 VII	2
新約学特論 I	2	教科内容学特論 VIII	2
新約学特論 II	2	教授学習心理学特論	2
歴史神学特論 I	2	認知心理学特論	2
歴史神学特論 II	2	発達心理学特論	2
教理史特論 I	2	障害者心理学特論	2
教理史特論 II	2	臨床心理学特論	2
バプテスト史特論 I	2	学校心理学特論	2
バプテスト史特論 II	2	学校カウンセリング特論	2
組織神学特論 I	2	職業カウンセリング特論	2
組織神学特論 II	2	心理アセスメント特論	2
教義学特論 I	2	社会福祉学特論	2

社会福祉支援特論	2	日本文化論演習 I	4
高齢者福祉特論	2	日本文化論演習 II	4
子ども家庭福祉特論	2	東アジア思想文化論演習 I	4
児童福祉学特論	2	東アジア思想文化論演習 II	4
障害者福祉特論	2	東南アジア社会文化論演習 I	4
精神医学特論	2	東南アジア社会文化論演習 II	4
地域福祉実践・計画特論	2	東アジア民族社会論演習 I	4
社会保障特論	2	東アジア民族社会論演習 II	4
人間科学研究法特論	2	東アジア文化交流論演習 I	4
特殊研究		東アジア文化交流論演習 II	4
人間科学演習	8	(2) 近現代アジア社会の諸相	
人間科学研究科人間科学専攻		日本近世近代社会論特殊講義 I	2
博士後期課程		日本近世近代社会論特殊講義 II	2
人間科学研究指導	12	中国民族文化論特殊講義 I	2
学位論文指導	2	中国民族文化論特殊講義 II	2
人間科学研究科臨床心理学専攻		中国近現代文化論特殊講義 I	2
修士課程		中国近現代文化論特殊講義 II	2
基礎科目		日本近世近代社会論演習 I	4
人間科学特論 I	2	日本近世近代社会論演習 II	4
人間科学特論 II	2	中国民族文化論演習 I	4
展開科目		中国民族文化論演習 II	4
臨床心理学特論 I	2	中国近現代文化論演習 I	4
臨床心理学特論 II	2	中国近現代文化論演習 II	4
臨床心理面接特論 I	2	アジア社会文化論研究実習	2
臨床心理面接特論 II	2	欧米文化専修部門	
臨床心理査定演習 I	2	(1) ヨーロッパの思想と文化	
臨床心理査定演習 II	2	近現代思想論特殊講義 I	2
臨床心理基礎実習	2	近現代思想論特殊講義 II	2
臨床心理実習	2	西洋美術史論特殊講義 I	2
心理統計法特論	2	西洋美術史論特殊講義 II	2
臨床心理学研究法特論	2	西洋言語社会論特殊講義 I	2
発達心理学特論	2	西洋言語社会論特殊講義 II	2
認知心理学特論	2	西洋文学特殊講義 I	2
社会心理学特論	2	西洋文学特殊講義 II	2
家族心理学特論	2	イタリア・地中海文化論特殊講義 I	2
臨床心理関連行政論	2	イタリア・地中海文化論特殊講義 II	2
精神医学特論	2	美学・芸術学特殊講義 I	2
老年心理学特論	2	美学・芸術学特殊講義 II	2
障害児(者)心理学特論	2	表象文化論特殊講義 I	2
投映法特論	2	表象文化論特殊講義 II	2
学校臨床心理学特論	2	表象メディア論特殊講義 I	2
特殊研究		表象メディア論特殊講義 II	2
臨床心理学演習	8	近現代思想論演習 I	4
国際文化研究科国際文化専攻		近現代思想論演習 II	4
博士前期課程		西洋美術史論演習 I	4
アジア文化専修部門		西洋美術史論演習 II	4
(1) 東アジア基層文化の形成と交流		西洋言語社会論演習 I	4
日本古代社会論特殊講義 I	2	西洋言語社会論演習 II	4
日本古代社会論特殊講義 II	2	美学・芸術学演習 I	4
日本文化論特殊講義 I	2	美学・芸術学演習 II	4
日本文化論特殊講義 II	2	表象文化論演習 I	4
日本文化史論特殊講義 I	2	表象文化論演習 II	4
日本文化史論特殊講義 II	2	(2) 現代アメリカの社会と文化	
東アジア思想文化論特殊講義 I	2	近代アメリカ論特殊講義 I	2
東アジア思想文化論特殊講義 II	2	近代アメリカ論特殊講義 II	2
東南アジア社会文化論特殊講義 I	2	文化人類学方法論特殊講義 I	2
東南アジア社会文化論特殊講義 II	2	文化人類学方法論特殊講義 II	2
東アジア民族社会論特殊講義 I	2	近代キリスト教文化史論特殊講義 I	2
東アジア民族社会論特殊講義 II	2	近代キリスト教文化史論特殊講義 II	2
東アジア文化交流論特殊講義 I	2	キリスト教思想論特殊講義 I	2
東アジア文化交流論特殊講義 II	2	キリスト教思想論特殊講義 II	2
日本古代社会論演習 I	4	文化人類学方法論演習 I	4
日本古代社会論演習 II	4	文化人類学方法論演習 II	4

近代キリスト教文化史論演習 I	4
近代キリスト教文化史論演習 II	4
キリスト教思想論演習 I	4
キリスト教思想論演習 II	4
欧米社会文化論研究実習	2
国際文化研究科国際文化専攻 博士後期課程 アジア文化専修部門	
日本古代社会論研究指導 A	4
日本古代社会論研究指導 B	4
日本古代社会論論文作成指導	4
東アジア思想文化論研究指導 A	4
東アジア思想文化論研究指導 B	4
東アジア思想文化論論文作成指導	4
東南アジア社会文化論研究指導 A	4
東南アジア社会文化論研究指導 B	4
東南アジア社会文化論論文作成指導	4
東アジア民族社会論研究指導 A	4
東アジア民族社会論研究指導 B	4
東アジア民族社会論論文作成指導	4
日本近世近代社会論研究指導 A	4
日本近世近代社会論研究指導 B	4
日本近世近代社会論論文作成指導	4
中国民族文化論研究指導 A	4
中国民族文化論研究指導 B	4
中国民族文化論論文作成指導	4
中国近現代文化論研究指導 A	4
中国近現代文化論研究指導 B	4
中国近現代文化論論文作成指導	4
アジア文化論共同研究指導 A	4
アジア文化論共同研究指導 B	4
欧米文化専修部門	
近現代思想論研究指導 A	4
近現代思想論研究指導 B	4
近現代思想論論文作成指導	4
西洋美術史論研究指導 A	4
西洋美術史論研究指導 B	4
西洋美術史論論文作成指導	4
西洋言語社会論研究指導 A	4
西洋言語社会論研究指導 B	4
西洋言語社会論論文作成指導	4
表象文化論研究指導 A	4
表象文化論研究指導 B	4
表象文化論論文作成指導	4
文化人類学方法論研究指導 A	4
文化人類学方法論研究指導 B	4
文化人類学方法論論文作成指導	4
近代キリスト教文化史論研究指導 A	4
近代キリスト教文化史論研究指導 B	4
近代キリスト教文化史論論文作成指導	4
キリスト教思想論研究指導 A	4
キリスト教思想論研究指導 B	4
キリスト教思想論論文作成指導	4
欧米文化論共同研究指導 A	4
欧米文化論共同研究指導 B	4
部門共通	
学位論文指導	2

別表第2 (大学院学則第34条)

	課程	年次	年額	納入額	
				前期	後期
授業料	博士前期課程 又は修士課程	1年次	576,000円	288,000円	288,000円
		2年次	576,000円	288,000円	288,000円
	博士後期課程	1年次	576,000円	288,000円	288,000円
		2年次	576,000円	288,000円	288,000円
		3年次	576,000円	288,000円	288,000円
施設費	博士前期課程 又は修士課程	1年次	130,000円	65,000円	65,000円
		2年次	130,000円	65,000円	65,000円
	博士後期課程	1年次	130,000円	65,000円	65,000円
		2年次	130,000円	65,000円	65,000円
		3年次	130,000円	65,000円	65,000円

別表第2の2 (大学院学則第34条・長期履修学生関係)

	課程	年次	年額	納入額	
				前期	後期
授業料	博士前期課程	1年次	384,000円	192,000円	192,000円
		2年次	384,000円	192,000円	192,000円
		3年次	384,000円	192,000円	192,000円
施設費	博士前期課程	1年次	130,000円	65,000円	65,000円
		2年次	130,000円	65,000円	65,000円
		3年次	130,000円	65,000円	65,000円

別表第3 (大学院学則第34条の2)

	学期	学年
在籍基本料	60,000円	120,000円

別表第4 (大学院学則第34条の3)

1単位の授業料	40,000円
学期上限額	288,000円
学年上限額	576,000円